

■ 第6章 計画の推進体制

■ 第 6 章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

地域福祉活動計画を円滑に推進していくために、以下の取り組みを進めていきます。

(1) 住民などの協力

市社協は地域福祉活動における中核的役割を担いながら、地域住民、社会福祉に関する活動を行う者（個人・グループ・団体など）、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び行政機関などと協力し、地域福祉活動計画を進めていきます。

(2) 海津市地域福祉活動計画評価委員会の設置

地域福祉活動計画の計画の進行管理のために、「海津市地域福祉活動計画評価委員会（仮称）」を設置し、定期的に進行状況を報告し、意見聴取を行います。

(3) 地区社協への支援

市社協は、地区社協の運営をバックアップし、基盤強化につながるよう地区福祉活動計画の策定、実施、評価を支援します。

(4) 海津市との連携

市の地域福祉計画で定めた基本方針と連動することで、事業をより効果的に実施していきます。市の関係各課とは必要に応じて、話し合いの場を持ち、他の各種行政計画との整合性を保ちながら計画の推進を図っていきます。

